

平成28年 5 月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成28年 5 月 9 日 開会

平成28年 5 月 9 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成28年5月横芝光町議会臨時会会議録目次

第1号（5月9日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
町長所信表明	11
副議長の選挙	14
議案第1号ないし議案第5号の上程、説明	16
議案第1号審議（質疑・討論・採決）	22
議案第2号審議（質疑・討論・採決）	23
議案第3号審議（質疑・討論・採決）	25
議案第4号審議（質疑・討論・採決）	26
議案第5号審議（質疑・討論・採決）	27
閉会の宣告	28
署名議員	29

5 月 臨 時 会

(第 1 号)

平成28年5月横芝光町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成28年5月9日（月曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長所信表明
- 日程第 5 副議長の選挙
- 日程第 6 議案第1号ないし議案第5号について（町長提案理由説明）
- 日程第 7 議案第1号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 8 議案第2号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 9 議案第3号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第10 議案第4号審議（質疑・討論・採決）
専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第11 議案第5号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町町民サービスセンター条例を廃止する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	秋鹿幹夫君	3番	宮 菌博香君
4番	山崎義貞君	5番	庄 内賢一君
6番	鈴木和彦君	7番	齋 藤順一君
8番	森川忠君	9番	川 島仁君
10番	川島富士子君	11番	鈴木克征君
12番	野村和好君	13番	山崎貞一君
14番	鈴木唯夫君	15番	八角健一君
16番	川島勝美君		

欠席議員（1名）

2番 平山雅規君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	都市建設課長	堀越健一君
総務課長	市原成一君	福祉課長	林 雅弘君
企画財政課長	大木良夫君	健康子ども課長	早川裕明君
環境防災課長	川島敏彦君	食肉センター長	熱田雅之君
税務課長	鈴木健夫君	東陽病院事務長	小川義則君
住民課長	越川誠一君	会計管理者	伊藤美智代君
産業振興課長	早川典男君	教育長	齋藤明君
教育課長	椎名富士男君	社会文化課長	秋葉義臣君

職務のため出席した者の職氏名

局長 郡司民夫 書記 椎名晴美

◎開会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより平成28年5月横芝光町議会臨時会を開会します。

（午前 9時59分）

◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

7番 齋藤 順一 議員

9番 川島 仁 議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木唯夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物により、ご了承願います。

次に、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

次に、平山雅規議員から本日の会議を欠席する旨の届け出があり、これを受理したのご報告します。

本臨時会は、本年度最初の議会であります。説明員である各課長等に異動がありましたので、ここで紹介をお願いします。

紹介は自己紹介をお願いします。

最初に総務課長から順をお願いします。

総務課長。

○総務課長（市原成一君） 皆さん、おはようございます。4月1日付をもちまして、総務課長の職を仰せつかりました市原成一と申します。よろしくお願い申し上げます。

○企画財政課長（大木良夫君） おはようございます。企画財政課長を拝命いたしました大木良夫と申します。以前は東陽病院の事務長として4年間勤務をさせていただきました。4年ぶりに本庁の勤務となりましたので、よろしくお願いいたします。

○税務課長（鈴木健夫君） おはようございます。税務課長の鈴木健夫でございます。ことしで4年目となります。引き続きよろしくお願いいたします。

○産業振興課長（早川典男君） おはようございます。産業振興課長の早川典男でございます。3年目です。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市建設課長（堀越健一君） おはようございます。4月1日付、都市建設課長になりました堀越健一です。よろしくお願い致します。

○環境防災課長（川島敏彦君） おはようございます。4月1日から環境防災課長を務めさせていただくことになりました川島敏彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会文化課長（秋葉義臣君） おはようございます。社会文化課長、秋葉義臣でございます。2年目でございます。よろしくお願い致します。

○教育課長（椎名富士夫君） おはようございます。4月から教育課長を拝命しております椎名富士男でございます。よろしくお願いをいたします。

○教育長（齋藤 明君） 改めまして、おはようございます。教育長4年目が6月で終了します。よろしくお願い致します。

ごめんなさい、齋藤でございます。

○健康こども課長（早川裕明君） おはようございます。4月1日の人事異動によりまして、健康こども課長を拝命いたしました早川でございます。町民の皆さんの健康増進並びに子育て支援事業等について精いっぱい努力する所存ですので、皆様方には今後ともご指導のほど

よろしくお願ひいたします。

○福祉課長（林 雅弘君） おはようございます。4月から福祉課長を拝命いたしました林雅弘と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○住民課長（越川誠一君） おはようございます。4月1日付の人事異動で住民課長に就任いたしました越川誠一と申します。なれない勤務でありますけれども、精いっぱい務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○食肉センター所長（熱田雅之君） おはようございます。4月1日の人事異動で食肉センターの所長を新たに拝命されました熱田雅之と申します。よろしくお願ひいたします。

○東陽病院事務長（小川義則君） おはようございます。4月1日付で東陽病院事務長を仰せつかりました小川義則と申します。病院経営、非常に厳しいところでもありますけれども、少しでも貢献できるよう頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○会計管理者（伊藤美智代君） おはようございます。4月の人事異動により、会計管理者として出納室に勤務することになりました伊藤美智代でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、2月22日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合定例会について、山崎貞一議員。

〔13番議員 山崎貞一君登壇〕

○13番（山崎貞一君） おはようございます。

去る2月22日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成28年3月定例会の概要を報告いたします。

本定例会に上程された案件は、6議案であります。

議案第1号は、平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ6億4,364万4,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金4億5,426万1,000円、2款使用料及び手数料1億5,070万6,000円のほか、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入で3,867万7,000円であります。

一方、歳出は、2款総務費7,697万1,000円、3款衛生費4億6,479万円、4款公債費9,875万9,000円のほか、議会費、予備費の312万4,000円であります。

議案第2号は、平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町

別分賦についてであります。当町の負担金は8,133万1,000円で、その内訳は、火葬場事業費2,648万円、清掃事業費5,485万1,000円であります。

議案第3号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合行政不服審査条例の制定についてであります。

本案は、行政不服審査法第81条第1項の規定により設置する、匝瑳市ほか二町環境衛生組合行政不服審査会の組織及び運営、その他行政不服審査法の施行について必要な事項を定めるため、提案したものであります。

議案第4号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をいたすべく提案したものであります。

議案第5号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をいたすべく提案したものであります。

議案第6号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をいたすべく提案したものであります。

上程されました議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成28年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔13番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、2月24日に開催された八咫水道企業団定例会について、鈴木克征議員。

〔11番議員 鈴木克征君登壇〕

○11番（鈴木克征君） おはようございます。

去る2月24日に開催されました八咫水道企業団議会平成28年2月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会には、議案6件が提案されました。

議案第1号は、八咫水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、公表すべき項目の追加、その他所要の条文を整備するため提案したものであります。

議案第2号は、八匠水道企業団行政不服審査条例の制定についてであります。

本案は、行政不服審査法第81条第1項の規定により設置する八匠水道企業団行政不服審査会の組織及び運営、その他行政不服審査法の施行に伴って必要な事項を定めるため、提案したものであります。

議案第3号は、八匠水道企業団情報公開条例の制定についてであります。

本案は、行政不服審査法の施行に伴う所要の条文の整備等をしたく、提案したものであります。

議案第4号は、八匠水道企業団個人情報保護条例の制定についてであります。

本案は、行政不服審査法の施行に伴う所要の条文の整備等をしたく、提案したものであります。

議案第5号は、平成27年度八匠水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出の補正、並びに資本的収入及び支出の補正であります。

初めに、収益的収入及び支出で、収入の水道事業収益を3,346万1,000円増額し、14億3,700万1,000円とするとともに、支出の水道事業費用を292万7,000円減額し、13億2,543万9,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を977万5,000円減額し、2,899万8,000円とするとともに、資本的支出を1,322万7,000円減額し、1億9,030万4,000円とするものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,130万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第6号は、平成28年度八匠水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、業務の予定量の給水戸数を1万5,213戸、年間総給水量を405万立方メートルとし、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益を14億8,888万7,000円、支出は水道事業費用を12億7,186万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出は、資本的収入が4,724万円で、資本的支出が2億8,474万3,000円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,750万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するもの

であります。

上程されました議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、八匠水道企業団議会平成28年2月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔11番議員 鈴木克征君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、3月24日に開催された匠瑳市横芝光町消防組合臨時会について、齋藤順一議員。

〔7番議員 齋藤順一君登壇〕

○7番（齋藤順一君） おはようございます。

去る3月24日に開催されました匠瑳市横芝光町消防組合議会平成28年3月臨時会の概要を報告いたします。

本臨時会には、報告1件と議案6件が上程されました。

初めに、報告第1号は、専決処分報告（損害賠償の額の決定及び和解）についてであります。

本件は、機関養成訓練出向中における消防自動車の物損事故について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告したものでございます。

次に、議案第1号は、匠瑳市横芝光町消防組合行政不服審査条例の制定についてであります。

本案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申し立てに関し必要な事項を定めるため提案したものであります。

議案第2号は、匠瑳市横芝光町消防組合個人情報保護条例の制定についてであります。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い、所要の条文の整備等をするために提案したものであります。

議案第3号は、匠瑳市横芝光町消防組合職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるために提案したものであります。

議案第4号は、匠瑳市横芝光町消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況に関する任命権者の報

告事項に関し必要な事項を定めるため、提案したものであります。

議案第5号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の条文の整理をいたすべく提案したものであります。

議案第6号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告及び構成市町の状況を勘案し、一般職員の給料表の改正等をいたすべく提案したものであります。

提案されました6議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上で、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成28年3月臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔7番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、2月26日に開催された山武郡市環境衛生組合定例会について、同じく4月26日に開催された山武郡市環境衛生組合臨時会について、鈴木和彦議員。

〔6番議員 鈴木和彦君登壇〕

○6番（鈴木和彦君） おはようございます。

去る2月26日に開催された平成28年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要を報告いたします。

本定例会には、7議案が上程され、審議を行いました。

議案第1号は、山武郡市環境衛生組合行政不服審査会条例の制定についてであります。

本案は、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求がされたときの審査会の組織及び運営、その他行政不服審査法の施行について必要な事項を定めるため、提案されたものであります。

議案第2号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の改正により、引用条項に変更が生じたため、所要の改正をすべく提案されたものであります。

議案第3号は、山武郡市環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の改正により、人事行政の運営等の状況の公表事項が一部変更とな

ったため、所要の改正をすべく提案されたものであります。

議案第4号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の改正により、引用条項に変更が生じたため、所要の改正をすべく提案されたものであります。

議案第5号は、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、議案第1号の山武郡市環境衛生組合行政不服審査会条例の制定に伴い、審査委員の報酬額について定めるべく提案されたものであります。

議案第6号は、平成27年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,592万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,444万5,000円とするものです。

歳入の内容は、2款使用料及び手数料422万1,000円、4款財産収入371万円をそれぞれ減額し、6款繰越金を2,385万6,000円増額するものです。

歳出につきましては、2款総務費を2,642万5,000円増額する一方、3款衛生費を1,050万円減額するものです。

議案第7号は、平成28年度山武郡市環境衛生組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,730万円と定めるものであります。

歳入の内容は、1款分担金及び負担金5億6,500万円、2款使用料及び手数料1億6,781万1,000円のほか、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入で1,448万9,000円とするものであります。

一方、歳出では、2款総務費1億1,338万5,000円、3款衛生費6億2,871万4,000円のほか、議会費、公債費、予備費で520万1,000円とするものであります。

提案されました7議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、平成28年山武郡市環境衛生組合議会第1回定例会の概要報告とさせていただきます。

続きまして、4月26日に開催されました山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要を報告させていただきます。

本臨時会は、1議案が提案されました。

議案第1号の監査委員の選任についてであります。本案は、芝山町在住の川口幸雄氏を引き続き山武郡市環境衛生組合監査委員に選任したく同意を求めるものであります。

提案された1議案は、原案どおり同意されました。

以上、平成28年山武郡市環境衛生組合議会第1回臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔6番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 次に、平成28年4月30日付をもって副議長の職を辞したい旨の辞職願が平成28年4月5日付で川島仁議員から提出され、これを受理しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長所信表明

○議長（鈴木唯夫君） 日程第4、町長から所信表明の申し出がありますので、発言を許可します。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 本日ここに、平成28年5月横芝光町議会臨時会の開会に当たり、今後の町政運営について、私の所信を述べさせていただける機会をいただいたことは、まことに光栄でございます。心より御礼を申し上げます。

所信を申し上げる前に、4月14日から熊本県を中心に相次いで発生した地震により、家屋の倒壊や土砂崩れなど甚大な被害が発生いたしました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

私は、平成18年3月27日に横芝町と光町が合併し、初代横芝光町長として就任以来、2期8年、「住民の視点で」を信条に、「町民の幸せと町の発展」のため、全力で努力を重ねてまいりました。

去る3月13日執行の町長選挙の結果につきましては、これまでの町政運営に、議会を初め多くの町民の皆様の温かいご理解とご協力、そしてご指導のたまものであると深く感謝を申し上げます。また同時に、皆様の大きな期待と職責の重さに、改めて身の引き締まる思いでございます。

さて、日本経済は、企業収益が高水準にあるものの、個人消費で停滞感が見られるなど、景気は足踏み状態でございます。国は、一億総活躍社会の実現に向け、国内総生産600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロといった目標を掲げ、関連施策を拡充しながら景気回復を見込んでいるものの、世界経済の減速による影響が懸念をされています。

地方では、昨年を「地方創生元年」として、全国の自治体が人口減少の克服と成長力を確

保するため「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定し、未来を見据えた新たなまちづくりへの取り組みが始まっています。

こうした状況の中、横芝光町創生に向け、次の3つを大きな柱として、全力を傾注して取り組んでまいります。

1つ目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進であります。

昨年策定したこの戦略では、5つの基本目標を掲げております。

第1の目標は、「産業を振興し安定した雇用を創出する」ことであります。さまざまな角度から新たな雇用を創出し、「産業振興」を大きな原動力とするもので、基幹産業である農業の強化や6次産業化の支援、そして特産品の販路開拓支援を行ってまいります。また、新たな企業の誘致を積極的に進めるとともに、千葉大学のCOCプラス（地〈知〉の拠点大学による地方創生事業）と連携し、若者が魅力を感じる産業や仕事をつくり出したいと考えております。

第2の目標は、「横芝光町への新しい人の流れをつくる」ことであります。移住や定住に関心のある方への情報提供を強化し、相談窓口や受入体制を充実させるため、（仮称）移住定住総合サポートセンターの設置や積極的に町のプロモーションを行うとともに、千葉大学や横芝敬愛高校と連携して若者の定着を図り、遊休公共用地を住宅地として若い世代の定住を促進してまいります。

第3の目標は、「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」ことであります。若者や子育て世代から選ばれる町となるため、結婚対策や子育て支援策を重点的に推進し、若者の出会いの場づくりや子育てに係る経済的支援と不妊治療費の助成事業を初めとした妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるとともに、教育振興と子育ての連携、ワークライフバランスの充実を図ってまいります。

第4の目標は、「時代に合った町をつくり広域連携を強化する」ことであります。

時代に合った町をつくるためには、交流や町民活動が活性化するネットワークを再構築する必要がありますと考えます。デマンドタクシーの利用時間の延長や成田市方面へのシャトルバスの日曜・祝日の試験運転など町内外の交通アクセスの充実と横芝駅前広場の活用を図るとともに、公共施設の統廃合とストックマネジメントの強化、さらに遊休施設のリノベーション（再利用）など、アクションプランを早期に策定し、地域の経営資源を生かしながら、新たな価値を生み出す取り組みを積極的に推進してまいります。

行政サービスでは、ICTを活用し、普及が進んでいるスマートフォン向けに、新たに町

情報発信アプリサービスを開発することにより、町民の皆様が共有できる情報をリアルタイムに配信し、さまざまな行政サービスへの活用を図ってまいります。

また、安心・安全面においては、子育て世帯の災害時の不安を解消するため、妊婦の方や乳幼児が避難先で必要とする災害備蓄品を整備するとともに、利用がなく放置されている空き地や空き家について、それらの把握と管理対策を強化してまいります。

第5の目標は、「地域の魅力を最大限に活用し町を活性化する」ことでもあります。

成田空港や首都圏からの交通の利便性と豊かな地域資源を生かした新たな魅力を創出し、観光と消費の核となる機能を整備するため、産直交流施設の建設、並びに横芝光インターチェンジ周辺の有効活用の検討を進めるとともに、特産品の開発や販路開拓支援事業を推進してまいります。

これら5つの目標を達成するため、関係機関との連携を図るとともに、町民の皆様と問題意識を共有し、各目標に位置づけられた46の事業の評価と検証を重ねながら展開することにより、まち・ひと・しごとの好循環の確立を目指してまいり所存であります。

2つ目は、持続可能な行財政基盤の構築であります。

合併後、財政調整基金を積み増しするなど安定した行財政運営を行ってまいりましたが、町の財政状況は平成26年度の決算から見ますと、財政の硬直化を示す経常収支比率が88.8%となり、25年度と比較しますと3.6%増加し、義務的経費である扶助費や公債費は増加傾向にあります。また、本年度から地方交付税の合併算定がえが段階的に引き下げられ、平成32年度には終了するなど、今後大変厳しい財政運営が見込まれることから、将来にわたり持続可能な行財政基盤を築いてまいりたいと考えています。

歳出においては、より一層事務事業の改善に取り組み、効率的、効果的な事業執行はもとより、事業の成果や優先度を考え、選択と集中により、歳出の抑制を図ってまいります。

歳入においては、財源の徹底した洗い出しを行うとともに、税収入の確保など、あらゆる歳入確保対策を検討してまいります。中でも、ふるさと納税を大きなチャンスと捉え、町の特産品の積極的な活用とPRを行うとともに、計画中の産直交流施設との連携も視野に入れ、充実、拡大を図ってまいり所存であります。

3つ目は、空港周辺自治体の均衡ある発展であります。

成田空港は、現在第3滑走路の整備など空港の機能強化に向けた協議が行われているところでもあります。空港の発展は、周辺地域の産業振興や雇用拡大につながる大変重要なものと考えています。

一方、当町は航空機の飛行直下に位置し、機能強化に伴う騒音地域の拡大や発着回数の増加による騒音の増加など生活環境への影響が大きな課題となることから、さらなる騒音対策を初め、成田空港周辺自治体の均衡ある発展と地域振興を図るため、国・県・空港会社と、より一層連携を強化してまいり所存でございます。

また、本年は横芝光町が誕生して10周年となる記念すべき年であります。10月15日には、町発展のためご尽力いただいた皆様をお迎えし、町誕生10周年記念式典を予定しております。この10周年を町民の皆様とともに祝いすることにより、我が町創生に向けた新たなスタートとして、初心を忘れることなく、町民の皆様と心をついに、安心・安全で魅力あふれるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきましたが、具体的な施策につきましては、町民の代表であります議会の皆様と十分協議を重ねながら進めてまいりますので、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

以上で、所信表明とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

◎副議長の選挙

○議長（鈴木唯夫君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（鈴木唯夫君） ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、秋鹿幹夫議員、3番、宮菌博香議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（鈴木唯夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の方は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（鈴木唯夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 1 5 票

無効投票 1 票

有効投票のうち	庄内賢一議員	8 票
	川島 仁議員	2 票
	齋藤順一議員	2 票
	山崎義貞議員	1 票
	森川 忠議員	1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

よって、庄内賢一議員が横芝光町議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された庄内賢一議員が議場におられます。会議規則第33条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

立会人の方、ご苦労さまでした。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（鈴木唯夫君） 庄内賢一議員、副議長就任の挨拶をお願いいたします。ご登壇願いま

す。

〔副議長 庄内賢一君登壇〕

○副議長（庄内賢一君） ただいま選挙を行いまして、未熟ながら8票という皆様方に多くの票をいただきまして、何とか副議長という大職を微力ながら務めさせていただきます。

どうか皆さん、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

〔副議長 庄内賢一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時52分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時05分）

○議長（鈴木唯夫君） このたびの副議長の改選に伴い、休憩中に常任委員会が開かれ、変更がありましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（郡司民夫君） それでは、ご報告いたします。

民生文教常任委員会副委員長に鈴木克征議員が就任されました。

以上、報告いたします。

○議長（鈴木唯夫君） ただいま事務局長の報告のとおりであります。

ここで休憩します。

再開は午前11時15分とします。

（午前11時06分）

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時15分）

◎議案第1号ないし議案第5号の上程、説明

○議長（鈴木唯夫君） 日程第6、議案第1号ないし議案第5号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君）　まずもって、ただいま副議長にご就任されました庄内賢一議員におかれましては、まことにおめでとうございます。今後もさらなるご活躍を祈念申し上げます。

それでは、本議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の平成28年5月横芝光町議会臨時会提案理由説明書のとおり、議案第1号ないし議案第4号につきましては、専決処分の承認案件でございます。議案第5号につきましては、条例の制定案件でございます。ショッピングモールサビア横芝内の町民サービスセンターに関する事業用定期建物賃貸借契約が平成28年5月31日をもって終了することに伴い、さらには当館を閉鎖させることに伴い、横芝光町町民サービスセンター条例を廃止する条例を制定すべく提案したものでございます。

このたび提案いたしました案件の詳細につきましては、各担当課長からの説明を加えますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長　佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君）　次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、企画財政課長。

〔企画財政課長　大木良夫君登壇〕

○企画財政課長（大木良夫君）　それでは、議案第1号　専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本案は、国の補正予算で創設されました地方創生加速化交付金の内示を受け、交付金及び交付金対象事業に係る歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、専決処分書及び提案理由書につきましては、このピンク色の表紙、議案書つづり3ページ、4ページに記載させていただいております。

それでは、別つづりになります。補正予算書、一般会計補正予算書（第6号）と書かれた資料の1ページをごらんください。

平成27年度横芝光町一般会計歳入歳出補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,293万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ111億463万9,000円とするものでございます。

2ページ及び3ページは、第1表歳入歳出予算補正で、本補正予算に係る款項の説明であります。

4 ページ、第 2 表の繰越明許費でございますが、本補正予算に計上しております事業は、年度末の補正予算となりましたことから、いずれの事業も平成27年度内に事業完了ができなため、予算額1,293万4,000円は翌年度に繰り越すものでございます。

5 ページから 7 ページは、款別の事項別明細書の総括でございますので、ここでは記載事項の確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容につきましてご説明を申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

なお、本補正予算の各事業の内容につきましては、3月議会定例会終了後及び4月20日開催の議会全員協議会でご説明申し上げたところでございますので、概要のみの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございますが、本補正予算の財源といたしまして、14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金で、地方創生加速化交付金1,293万4,000円を計上したものでございます。

次に、9 ページの歳出でございますが、2 款総務費、1 項 8 目企画費78万8,000円は、タウンマネジメント人材育成事業であります。町の担い手となります地域リーダーやコミュニティービジネスの起業家を育成するため、タウンマネジメント講座等を開催するための経費となります。

続きまして、5 款農業水産業費、1 項 3 目農業振興費1,004万8,000円は、横芝光町産農産物販路開拓モデル事業に557万4,000円、農業経営体支援型新規雇用創出事業273万円、10 ページになりますが、経営・法人化支援事業69万6,000円、新規就農支援事業104万8,000円を事業費として計上し、産業振興分野における町の資源を活用した雇用と人材活性化事業を進めようとするものであります。

6 款商工費、1 項 1 目商工振興費209万8,000円は、雇用促進事業として町の求人情報コーナーを活用した就職相談窓口の設置やパソコンを利用した求人情報の発信を行うほか、創業支援に関連する各種講座を開催し、町内雇用の促進を図るための経費として計上しております。

なお、本補正予算の各事業につきましては、平成28年度当初予算に計上しておりますので、6月議会定例会におきまして、減額をさせていただく予定であります。

以上で、議案第1号の専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第2号及び議案第3号について、税務課長。

〔税務課長 鈴木健夫君登壇〕

○税務課長（鈴木健夫君） それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

議案つづりピンクの表紙は5ページからでございます。

11ページをお開き願います。

横芝光町税条例の一部を改正する条例ということで、提案理由説明書に記載のとおり、本年3月31日に地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、町税条例の一部を緊急に改正する必要性が生じたため、専決処分により制定したものでございます。

今回の改正は、法人町民税の法人税割の引き下げ、軽自動車税における環境性能割の創設のほか、法律改正に伴う所要の規定の整備を行う必要性が生じたため、町税条例等の一部改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、ほとんどが軽自動車税にかかわるものでございますので、まず、議案等関係資料つづり、黄色の表紙でございます。その1ページの軽自動車税率改正でご説明させていただきます。

まず、今まで軽自動車税と言っていたものが軽自動車税の種別割に名称変更がされたこと、また、平成29年3月31日に自動車取得税が廃止されるかわりに、新たに軽自動車税における環境性能割が創設されたところでございます。

最初に、1の軽自動車税の種別割の上の表でございますが、原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車と、下の表、二輪及び四輪以上の軽自動車税については、地方税法の改正によりまして、平成26年9月定例会及び平成27年5月臨時会でご承認をいただいた改正でございまして、今年度課税分から新税率及び重課税率が適用されたものでございます。

次に、2ページにいきまして軽自動車税のグリーン化特例（軽課）でございますが、これも地方税法の改正によりまして、平成27年5月臨時会でご承認いただきまして、平成27年度中に新規取得した軽四輪等について、平成28年度に限って軽課が適用されたところでございます。その措置を今回1年間延長するものでございます。

次に、下の2、軽自動車税における環境性能割につきましては、新車・中古車を問わず対象となりまして、車両登録時に県で徴収し町に交付金として交付されます。税率につきましては、ここに記載のとおりでございます。

次に、新旧対照表の説明をさせていただきます。

3ページからでございますが、第19条、第43条、48条、50条につきましては、延滞金の計算期間についてでございますが、今回の見直しは、当初申告による決定税額から減額更正がされて、再度増額更正された場合の延滞金の計算期間の見直しでございます。

次に、5ページの34条の4につきましては、法人町民税の法人税割が標準税率100分の9.7から100分の6に税率変更されるものでございます。これは、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

次に、軽自の部分を飛ばしまして、21ページ、附則第6条につきましては、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例でございます。これは、適切な健康管理のもとで医療用医薬品から代がえを進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防の取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、以前、医療薬であったものが市販薬として薬局でも買えるように販売が許可された薬の購入費用について、年間1万2,000円を超えて支払った場合に、その購入費用のうち1万2,000円を超える額が所得控除することができるようになります。この特例を受けた場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができなくなります。

そのほかにつきましては、先ほど軽自動車税税率改正でご説明した内容についてと、法律改正に伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

以上が、専決処分にて税条例の改正を行った部分についての補足説明でございます。

続きまして、議案第3号の横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明させていただきます。

議案つづり、ピンクの表紙は35ページでございます。

41ページをお開き願います。

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、提案理由説明書に記載のとおり、本年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更について、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があったため、専決処分により制定したものでございます。

今回の改正は、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図るため、課税限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定、所得の算定方法の変更などが主な改正部分でございます。

議案等関係資料つづり、黄色の表紙の新旧対照表でご説明させていただきます。33ページ

をごらんいただきたいと思います。

第2条、課税額でございますが、地方税法施行令の改正に合わせて基礎課税額52万円を54万円に、後期高齢者支援金等課税額17万円を19万円に限度額を引き上げるものでございます。

21条でございます。国民健康保険税の減額についてでございますが、地方税法施行令の改正に合わせて、減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万5,000円に、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を47万円から48万円に改めるものでございます。

以上が、専決処分にて国民健康保険税条例の改正を行った部分についての補足でございます。

慎重審議の上、ご承認くださりますようお願いいたします。

〔税務課長 鈴木健夫君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案第4号及び議案第5号について、総務課長。

〔総務課長 市原成一君登壇〕

○総務課長（市原成一君） それでは、まずは議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案は、3月議会においてご承認をいただきました行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の第3条によりまして、横芝光町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したところでございますが、固定資産評価審査の対象の適用区分に関しまして、年度から日付にするよう国から条例案の例示の通知がございましたことから、整備条例の附則の適用区分に改正の必要が生じたものでございます。

ピンク色の議案つづりにつきましては43ページから、黄色の議案関係資料につきましては36ページをごらんください。

黄色の議案関係つづりの36ページでご説明申し上げますが、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則中、固定資産課税台帳に登録された価格の審査について、行政不服審査法の施行に合わせ、本年4月1日以降の申し出の適用区分を、課税台帳の年度から地方税法に規定する公示日や当該納税通知日など日付での区分にしようとするものであり、4月1日から施行したいために、平成28年3月31日に専決処分をしたものでございます。

ご理解の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。議案第4号の説明といたします。

続きまして、議案第5号 横芝光町町民サービスセンター条例を廃止する条例の制定についてご説明を申し上げます。

ピンク色の議案つづりにつきましては、51ページからとなります。

本案につきましては、冒頭、町長からの議案提案理由で申し上げましたように、ショッピングセンターサビア横芝内の横芝光町町民サービスセンターに関しまして、本年5月31日をもって廃止すべく、ピンク色の議案つづり53ページをお開きいただきたいと思います。廃止条例を制定し、6月1日から執行しようとするものでございます。

町民サービスセンターは、平成19年4月1日から今日まで、役場の閉庁日でも諸証明の発行や公金納付ができる便利さから広くご利用をいただきましたが、事業用定期建物賃貸借契約の終了とショッピングセンターサビアも閉店をするとのことから、やむなく町民サービスセンターを廃止せざるを得ないものでございます。

この点をご理解の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます、議案第5号の説明といたします。

〔総務課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、提案理由説明を終わります。

◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） これより議案審議を行います。

日程第7、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第8、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例等の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、2点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、この軽自動車税、税率につきましては法定ということであるから、これはしようがないと思うんですけども、まず軽自動車税、このような新税率にした場合にどのくらいの税収が見込めるのかというのが1点であります。

次に、2点目としまして、法人税率を引き下げするということでもありますので、それに基づく減額はどのくらいになるのか教えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） まず、軽自動車税の改正に伴う影響額でございますが、先ほどの議案関係資料つづりの1ページに書いてございます。この上の原付二輪車、小型特殊の部分につきましては、今年度からおおむね380万ほど増額になる見込みです。それから、下の三輪及び四輪でございますが、こちらにつきましては850万円ほど増額になる見込みでございます。

それから、裏の2ページのグリーン化特例につきましては、おおむね14万円ほど減額になる見込みです。下の環境性能割につきましては、登録されたときに県で徴収して、後に県から交付されるということで、影響額についてはちょっと把握はできません。

次に、法人町民税の影響額でございます。

29年の4月1日から事業を開始するものについて対象ということで、29年度中につきましては、10月以降の中間申告の部分が影響してくるかなというふうに考えられます。仮に27年の実績そのままだったということでありまして、これが29年度中におおむね1,500万くらいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 私の物忘れで、非常に質問するの、申しわけないんですけども、昨年、統一選が終わった後に、27年度の例規集をいただきました。その後でしたでしょうか、臨時会があって、税制改正があったのは。ちょっとその辺の変更の刷新をしていなかったの、昨年いただいた27年度の例規集を見ると、若干、新旧対照表の旧の数字が違っているところがあったので、27年度の例規集の数とは違うところが若干あるんです。それは、例規集をいただいた後の臨時会で変更になったのを私が刷新をしていないから変わってなかったというような考え方でよろしいでしょうか。まず、そのこのところ。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 例規集は2年に1度改正がされるものでありまして、最新版が27年度版ということでありまして。ですから、その後に改正ということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 申しわけありません。事細かく、一生懸命頭に入れようと思って読んで、見ていたら数字が違ってきたところで、ちょっと自分でぶつかってしまったところが、例えば新旧対照表の15ページ、後でご指摘を税務課長のほうからいただければと思いますけれども、一番下の軽自動車二輪のもの、年額3,600円、例規集は2,400円になっているんです。あと、16ページのイの小型特殊自動車、農耕作業用のもの、年額2,400円となっていますけれども、1,600円になっています。その下のその他のものが4,700円になっておりました。

あと、24ページ、25ページ、第16条が2、3、4とありますけれども、第3項が1項、第4項が2項、第5項が3項という形になっていたと思いますので、後でまた、すみません、昨年の税制改正がぼんと抜けて、例規集だけ見て照らし合わせて、自分では一生懸命勉強しようという姿勢でございましたところ、全然勘違いをしていたようです。後でまた教えていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） あと、いいですか。

〔10番議員「はい」と発言〕

○議長（鈴木唯夫君） ほかに。

川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） 申しわけありません。

先ほど課長のほうから説明をいただきました環境対策ということで、今年度から新税率、おおむね20%の課税ということでありますけれども、これは、今年度は町で徴収をして来年度以降は県で徴収ということでしょうか。そして、今年度はおおむね20%の課税ですけれども、来年以降は変動があるのでしょうか。そのところだけ確認をお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 今ご質問の部分ですけれども、20%というのは、この黄色い資料の下側の表の部分でしょうか。20%、これは重課ということで、登録されてから13年を経過して14年目から新税率の2割増しと、そういう形で上がります。それは使用している限りずっと同じでございます。よろしいでしょうか。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第9、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮藺博香議員。

○3番（宮藺博香君） まず、この改正については反対するものではないんですけれども、課長もご存じのように、国民健康保険税につきましては目的税であり、相互扶助の精神に基づいてやっている税であります。そして、民税と比較すると国民健康保険税の徴収率は、民税

と比べるとかなり低い状況にあります。

ですから、逆に私が思うのには、徴収率がもっと上がればここまでの改正をする必要もないのかなというのは個人的には思っているんですけども、したがって、やっぱり目的税であり、相互扶助精神に基づいてやっているということであれば、税の公平性からいけば、もう少し民税と同じように、税率を上げるのであれば、徴収率についても税務課のほうで頑張っているというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（鈴木唯夫君） 税務課長。

○税務課長（鈴木健夫君） 確かに、宮菌議員おっしゃいますように、国民健康保険税の徴収率は、ほかの税目と比べますと低いわけでございます。それを平成30年度から県下一元化というふうになりますが、それまでに少しでも県の徴収率に近づけるべく努力してまいりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第10、議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第11、議案第5号 横芝光町町民サービスセンター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 条例の廃止については反対するものではないんですけれども、このような廃止条例を出したということであれば、今まで町民サービスセンターは、ご存じのようにかかなりの税、そういうものの向上にもかなりのウエートを占めていたところでもあります。したがって、それらにかわる代替案というのは具体的に考えているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 総務課長。

○総務課長（市原成一君） 町民サービスセンターの廃止後の代替策でございますが、現在まだ確定はしておりませんが、日曜のサービスコーナーを閉庁している役場の中で設けようと、そういう考えで今準備を進めようとしております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それで、番号カードの普及に伴いまして、コンビニによる諸証明の発行ですとか税の収納もできるような準備をして、今後皆様とご相談させていただきながら

進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） 今回の答弁を聞いて幾らか安心したわけですが、やっぱりこういう廃止条例を出して、それで住民がリスクをしょう面、そういうのがあるのであれば、逆に廃止条例を出すのであれば、その前にそういう代替案等を示すというのが本来の姿じゃないのかなというふうに私は思っています。

したがいまして、今後はそのような対応をとっていただければありがたいなと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、本臨時会に付議された案件の全てを終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成28年5月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時55分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 唯夫

議員 齋藤 順一

議員 川島 仁